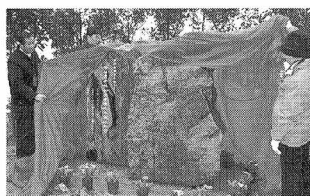


守る大賞」の賞状授与式も北京で行われ、一行全員で参列。日本人初の栄誉が授けられる瞬間に立ち会った。

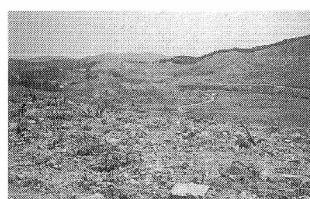
新規植林事業始動！
友愛訪中団一行十一名は、十四日に成田を出発。北京での授与式を経て宜昌へ移動。翌早朝より、新規プロジェクトの現場となる三峡ダムへと向かう。



三峡ダム湖畔に立てられた植林記念碑。日本友愛青年協会の名が特産の銘石に刻まれて



植林事業は地域にとっても大きな事業となる。空港では「熱烈歓迎」で迎えられた



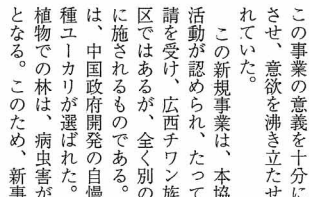
植林事業が始まる前の荒地。覆せた赤土には自然に根付くことも期待できない。



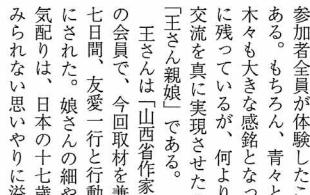
三年間の植林事業の成果、見事に林が出来上がった。現地関係者の努力で、土地も肥えた



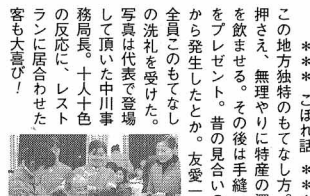
小学校を訪問。「環境節縮」の再訪に子供達は大喜びである。友愛一行はボールを贈呈



苗を植えた川手団長はもとより、遠くに見える荒廃した丘が、現在の緑の林になったことが、知った参加者は、皆感動の面もちで、木々を見つめ、ユーカリの発する香気に浸っていた。



川手団長が環境節縮として敬われているチワン族の小学校を訪問。赤いポツポツの子供達の熱烈歓迎に、同行の大学生諸氏も感動。次世代間の交流、友好の心を受け継がれた。「旅は道連れ。」真の交流は人と人、心と心の交流である。今回の訪中中、特記すべきは人と人、心と心の交流である。もちろん、青々と繁る木々も大きな感動となつて心に残っているが、何より日中交流を真に実現させたのは、「王さん親娘」である。



王さんは「山西作家協会」の会員で、今回取材を兼ねて七日間、友愛一行と行動を共にされた。娘さんの細やかな気配りは、日本の十七歳にはみられない思いやりに溢れていると大喜び！

史と文化の公園としても開発されていく丘陵、眼下にダムの湖がみえる場所に記念碑が建てられていた。

広西チワン族自治区見事に茂るユーカリの木々
宜昌から、武漢、広州、桂林を経て柳州へ、日本列島を縦断する程の距離を移動した。その疲れを癒してくれたのは、見事に茂るユーカリの木々であった。

三年前には心許ない細さだった苗木は、見事に成長を遂げ、空へ向けて枝葉を伸ばしている。植林された木々は、中国政府が品種改良に力を入れた苗木は、見事に成長を遂げ、空へ向けて枝葉を伸ばしている。植林された木々は、中国政府が品種改良に力を入れた苗木は、見事に成長を遂げ、空へ向けて枝葉を伸ばしている。

苗を植えた川手団長はもとより、遠くに見える荒廃した丘が、現在の緑の林になったことが、知った参加者は、皆感動の面もちで、木々を見つめ、ユーカリの発する香気に浸っていた。

川手団長が環境節縮として敬われているチワン族の小学校を訪問。赤いポツポツの子供達の熱烈歓迎に、同行の大学生諸氏も感動。次世代間の交流、友好の心を受け継がれた。「旅は道連れ。」真の交流は人と人、心と心の交流である。今回の訪中中、特記すべきは人と人、心と心の交流である。

王さんのご好意で、「友愛」に「同行記」を執筆していただけたこととなった。ご期待いただきたい。「同行取材日記」参加者(順不同・敬称略)
王正一郎・中川治男・福田八州雄・羽田中田美・戸澤英典・嶋久美子・田中恵・小松愛・高瀬真智子・壇上伸吾・小松幹子

尊厳ある日本を創る

最終回「新憲法試案」(下)

本協会理事
衆議院議員

鳩山由紀夫

最終回となった今回は、私の「新憲法試案」のなかで、現行憲法と大きく異なる点、現行憲法には記載されていない点について述べさせていた

愛の国づくりを目指す。すなわち、この国の長い歴史に培われた伝統と文化を受け継ぎ、豊かな自然環境と美しい国土を守り、後世に伝えるよう努める。また、補完性の原理による秩序の下で、地域の自治と自立を最大限に尊重するとともに、地球的視野に立ち、全世界の人々と友情と智

平和と安定に寄与するため、集団的安全保障活動に参加するときは、法律により、主権を制限することができ。これは、自民党と大いに異なるところである。視野を広くもち、本当の国際貢献、政治的に、経済的に協調して安全に暮らすことを目指し、「醜より始めよ」と、わが国の憲法に明記するのである。

この他にも、権利と義務を明確にし、教育に関しては「何人も、生涯にわたり、能力に応じて、必要な教育を受ける権利を有する。教育権は国民に存する。2 地域自治体及び国は、法律の定めるところにより、すべての国民が普通教育を受ける権利を保障する義務を負う。公立学校における義務教育は無償とする。

まず大いに違うのは、「前文」である。現行憲法の前文こそが、押し付け憲法の証で、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」という件がそれを物語っている。私は、押し付け憲法だから改憲すべき、という立場をとっていないが、祖父一郎はそこを重視した。

前文「この憲法は、明立と共存の精神に基づいた友愛」の文言をいれたことは前回触れたが、これこそ平和を願う鍵となる

定める統治の基本秩序に反しない限り、法律により、主権の一部を国際機構に移譲することができる。裏を返せば、それだけ

「愛読深謝いたします。」

温故知新

最終回 森林文明への回帰

本協会理事
衆議院議員 鳩山邦夫

前回「昔に帰るのは、四千年前の縄文末期。この頃が地球にとっても、人類にとっても理想の時期」とお話をしました。

流石にそれは荒唐無稽な話ではありませんが、環境問題の結論は、「森林文明に回帰すること」といえるでしょう。森という「緑のダム」は、水を蓄え、本当の治水をしてくれます。もちろん、この場合の森は、針葉樹、広葉樹が混在している森です。森の落ち葉が豊かな土壌を作り、土壌からあふれた栄養素が川に流れた落ち葉は、有機物

として微生物を育て、河口のプランクトンを増やし、漁業の豊かな恵みをもたらします。

冬、季節の美味の一つに牡蠣があります。牡蠣はおしただけでなく、ミネラル、ビタミンなど豊富な栄養を含む食材です。牡蠣は移動することをしない貝で、豊かなプランクトンに囲まれていないと生育することができません。牡蠣の養殖は河口から広がる湾内で行われていますが、「牡蠣を育てるには山を育てる」といわれるくらいこの湾に流れ込む山からの水、そこ

とともにその場で切り落とし、畑に返してきます。水を汚さない、本来の自然の姿に、なるべく近い環境保全こそが、人類を救い、地球を救う唯一の道だと思っています。

幸いなことに、日本は農耕民族であり、稲作を主とし魚を食べて生きてきました。今、世界の食料の中でも、「日本食」(昭和三十年代までの平均的な家庭での食料)が最も健康的な食生活として注目をあびています。

さらに言えば、同一耕作面積から収穫される作物を比較すると、麦と米ではそのエネルギー量が大きな差があるのです。パンを食べたときと、ご飯を食べたときの「腹もちのよさ」を比べてみると実感できると思います。

人口が増え、食糧不足が深刻な問題となることは明白で、多くの学者が既に警鐘を鳴らしています。そのとき同じ面積なら、麦ではなく、米を作ることがその解決策の一つだということなのです。

肉を食べるための牛、豚に食わせるための麦、トウモロコシを作るなどという発想は、世界規模からみても不経済です。ましてや、家畜の餌をえる畑を作るために、地球の空気をきれいにして、温度を保ち、治水を行い、海に豊かな恵みをもたらす山や森の木を切るなどとは、人間の驕りで、愚かな行為といえます。

縄文の太古に戻ることはできません。意識と意思を傾けることで、大切な地球を守ることはできるのではないのでしょうか。

縄文の昔はおろか、昭和三十年代の食料だって...と思われるでしょう。私も同感です。ここまですんでしまった現状を、一気に戻すことなどできるものではないかもしれません。しかし、意識を持つこと、思いを傾けることはできます。

年配の方ならご存知でしょう、瓶をもつて酒屋に醤油や酢を買いに行っていたあの時代。お母さんが夕方、買い物カゴを片手に買い物に行っていた風景。私たち日本人の原風景として、その情景が記憶にある今こそ、少しでも近づくことを実践しなくてはなりません。

消費される缶とペットボトル。リサイクルされているという方もあるでしょうが、私は以前にもお話しましたが、リサイクルではなく「リユース(再利用)」が環境保全に

は欠かせない考え方だと思っています。スーパーのレジ袋は使わない。買い物袋を持参する。外でペットボトルを買うのではなく、家から水筒(最近では世界的風潮から、洒落た軽い水筒が沢山出回っています)を持って出る。という小さなことから、家を建て直すときは、太陽光発電を利用する。など大きなことまで、できることは沢山あると思っています。

私の政治家としてのこれからの課題は、こうした環境に関わる様々なことを、憲法に盛り込んでいくことです。幸い兄の鳩山由紀夫も、憲法改正には力を入れておられます。祖父鳩山一郎のDNAのなせる業かもしれません。私は私の立場で憲法改正に携わって行きたいと思っています。

現行憲法が制定されたころには、考えつかなかった諸問題は沢山あります。環境ホルモンのことやその一つです。一人ひとりが何をしなければいけないか、何をしなければいけないかを明確にすることは、必要なことです。「国民の権利」が多く盛り込まれている現行憲法ですが、「国民の義務」に関してはごくわずかに、皆さんも社会の時間に「国民の義務」ということで、三つの義務を覚えた記憶がまだあります。さほどに義務が少なくない現憲法を改正し、世界規模で「地球を守る国民」としての基本を、憲法上の義務として作り上げることが今こそ必要です。

一年余にわたり、ご愛読いただきましたこと感謝申し上げます。

日ソ共同宣言議定書調印50周年記念

『鳩山一郎・薫日記』を読む

川手正一郎

第二回 旅の始まり

昭和三十一年、鳩山一郎先生は病身をおして訪ソを執行、日ソ共同宣言調印という、日本近代史における金字塔を打ち立てた。

三十二年、東西冷戦状態といわれていた時代である。先日、日本友愛青年協会の会員のご婦人から、こんな話を伺った。

彼女は「息子に一郎先生の思い出をモスクワ行きの話をしていたところ、ご子息から『素朴な疑問だけれど、一郎先生はどうやってモスクワにいらしたのか』と聞かれた。当時を考えると、飛行機をつかったにせよ、ソ連に入る方法は至難の業だったのではないかな」と質問を受けたそうだ。

「ご子息の疑問も宜なるかなで、当時、日本からの直行便はもとより、世界の各地からでも、モスクワへ乗り入れていた便は極端に少なかった。

一郎先生は、十月十九日に予定されていた調印式に臨むため、日本を十月七日に出発されている。

十月七日午後九時半発の飛行機に乗り込むところから、十月十二日(日付が変わっているため、日本時間では十三日にあたる)モスクワに到着するまでの様子

が、『鳩山一郎・薫日記』(中央公論新社刊)に詳細に記されている。



孫達とともに過ごす一郎・薫ご夫妻 1955年頃

「物すごい雷雲をぬける時、上下左右にひどくゆれる。インダス川のデルタ地帯の広々としたのを見るとカラチにつく。五時二十五分、東京九時。丁度一昼夜(鳩山一郎・薫日記より)」。ここまででも、その道中がいかに厳しいものであったかを察することができ

る。さらに日記は続く。「(カラチ到着から)一時間アバダンへ向けとび立つ。今夜は皆つかれた気味で、十時過ぎベッドが出来るとすぐぐもり込んでしまふ。十二時アバダンに停止(中略)今九時十二分だとの話。何がかわからぬ。十時十分アバダンに向かう。私の時計で四時アテネにつく。真暗で星が光って居る。(中略)五時出発、ローマに向かう。一時間程

の間大分ゆれる。ローマ着。ベスピアス火山、エルバ島の上を過ぎゼノアを経てチユーリヒにつく」。ここまでが十月九日の日付、一日分の日記の内容である。

そして十一日の日付の日記は、一郎先生が寝台から落ちて先生に手当てを受けてたところから始まっている。

「大した事もなくすんだが、顔のすみみはかくせない」とあるところから、一郎先生はかなりの衝撃でベッドから落ちてしまったと想像する。

さて、この旅はさらに続き、モスクワ着は十二日となるのだが、その稿は、次回に譲ることとする。(つづく)

日ソ共同宣言議定書調印50周年 日本友愛青年協会 記念事業

第2回 勉強会開催のお知らせ

第2回目は、サルキソフ教授をお迎えし、日ソ関係についてお話をいただきます。皆様のご参加お待ち申し上げております。詳細は事務局までお問い合わせください。参加は無料です。

日時	平成18年5月9日(火) 午後6時10分~
場所	鳩山会館 電話 03-5976-2800
講師	コンスタンチン・サルキソフ教授 / 山梨学院大学大学院教授・ロシア科学アカデミー東洋学研究所顧問
演題	日ソ共同宣言の50周年とこれからの日ソ50年間 ~平和条約締結の展望の考~

軽井沢友愛山荘 4月にオープンします!

桜前線が話題になる季節となりました。昨年12月より冬季休業いたしておりました軽井沢友愛山荘は、4月1日より営業を再開いたします。芽をふく木々、春の息吹を堪能できる軽井沢友愛山荘に是非お越しください。テニスコートも整備されております。また、天体望遠鏡も設置され、空のロマンを楽しむことも!ご予約・詳細は事務局までお気軽にお問い合わせください。

未来への遺産に光を



最終回 文明の衝突は避けられる

高杉信美

二十世紀最後の年、一九九九年十一月に「日本人ユネスコ事務局長」が誕生した。二十一世紀の幕開けからというか、就任間もなくの二〇〇一年の二月、パリのミランの二大仏の爆破がタリバンによって行われようとした。

国内では現在日本ユネスコ国内委員会会長の平山郁夫氏(ユネスコ親善大使、東京芸術大学学長)が仏像破壊を阻止するための世論を盛り上げるキャンペーンをし、松浦事務局長は国連のアナン事務局長とも連絡

う筋書きで、世界的なベストセラーになった事を踏まえて、一九九八年十一月の国連総会で二〇〇一年は、「文明間の対話の国連の年」になっていた。

昨年暮れには史上最大のスマトラ沖地震で的大津波の大災害の発生。地震に対してユネスコは、一九六〇年のチリ地震による教訓を踏まえて、環太平洋諸国で「太平洋津波警報組織国際調整グループ」を設立、現在二十六カ国と地域が加盟して運用されている。ユネスコでは早くから太平洋以外でも警報システムの導入の必要性を各国に訴えていたが実現されなかった。

今回の災害を受けて、松浦事務局長は一月十二日に「島しょ開発途上国会議」の開催場所のモリシャス

で、二〇〇七年六月までに警報組織を世界的規模にネットワークを拡大することを明らかにした。

このように技術上の問題は、文明間をいとも簡単に乗り越えて実施される。技術上の知識は文明間の貧富の差を無くすことも可能な力を持っており、文明間の衝突を避ける唯一の道である。因に今年にはアインシュタインの特殊相対性理論が発表されて百年経ち「国際物理年」であることを存じたい。

私のバイブル「自由と人生」(クーデール・ホフ・カレル著 鳩山一郎訳)の第二章「友愛革命の項」には次の言葉が書いてある。「貧窮と奴隷制度にたいする戦闘の武器は技術上の知識である」と。(おわり)

友愛クラブ



本協会理事・事務局長 中川治男

友愛クラブも来年で四十周年目を迎え、例会も来月四月には四十三回を数えることとなります。と云っても、私はその歴史すべてを感懐することができません。というのも、友愛クラブへの入会は、クラブ発足から数年経過して入会させていだいたのです。

思えば学生時代の一九五三年(昭和二十八)、全

し、その年の秋に関西地方第一号として入会したのが「友愛」との出会いと始まりです。爾来五十余年、学生時代、社会人になってからも友愛を通じて多くの友人ができ、その友人は、生涯を通じての私の宝です。

一九六一年、上京して間もなくの頃、日本友愛青年同志会常任幹事及び東京都連副会長(当時柳澤会長)をさせていたいただきました。それから数年後、一九六七年、私が三十四歳の時です、

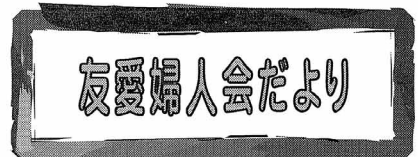
で、二〇〇七年六月までに警報組織を世界的規模にネットワークを拡大することを明らかにした。

☆ 新年の集い ☆

平成十八年一月十日(火)恒例の友愛婦人会「新年の集い」が東京ドームホテルシンシアの間に開催されました。

日本列島、北の方では豪雪の記録が報じられている中、関東地方は晴れ続き。今朝、少し白いものが舞ったかに見えましたが、開宴時刻の正午には青空も出て、陽光ふりそそぐ暖かい日となりました。ご出席の会員の皆様も、艶やかに彩り溢れるお召し物で、新春らしさを表現され、晴れやかな集まりとなりました。

安子会長のご祝辞では「世相は少し暗い様子が多い中、皆様の平和で元気な姿に、誠にありがとうございます」とお元気な様子でお話されました。私も一同、そのお話とお姿に喜びが増しました。



友愛婦人会だより

☆ 研修旅行報告 ☆

友愛婦人会秋の研修旅行は平成十七年十月二十日より二十一日、十七名で友愛山荘に参りました。

天候に恵まれ、秋空に浅間山の噴煙、また山々の美しい姿を見ながら、歴史が彩る古城のロマン「懐古園」藤村記念館として「重要伝統建造物群保存地区」の海野宿を見学して山荘に着きました。

夜の懇談会には小久保夫妻も参加され、フラダンスに、美味しい御料理に一同楽しい時を過ごしました。

薄紅葉では「ごいし」が、芒、コスモス、野菊、杜鵑草、吾亦紅など草花に秋を満喫してまいりました。二十二日に鳩山家の別荘に伺い、恙なく、楽しい意義ある旅行が出来ました事を感謝いたしまして報告と致します。

(友愛婦人会記)

内閣府 平成十八年度 青年国際交流事業の日本参加青年募集 一歩踏み出せば見つかります、素晴らしい出会いと感動が。

内閣府が行う青年国際交流事業は、日本と世界各国の青年の交流を通して、相互理解と友好を深め、広い国際的視野と国際協力の精神を養う機会を提供しています。これにより、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を目指しています。実施される事業には、一、国際青年育成交流、二、日本・中国青年親善交流、三、日本・韓国青年親善交流、四、世界青年の船、五、東南アジア青年の船などがあり、それぞれ特徴のあるプログラムが組まれています。(詳細は左表・下記HP参照)

日本友愛青年協会の推薦を受けての申し込みを希望される方は、お早めに事務局までご連絡ください。

航空機による青年海外派遣		世界青年の船		東南アジア青年の船	
訪問国	バングラデシュ(エストニア、ラトビア、リトアニア)、カンボジア、ドミニカ共和国、ミャンマー、チュニジア	中国	韓国	オーストラリア、ソロモン諸島、トンガ(中近東、アフリカ、ヨーロッパ、北米、中米、南米、オセアニア等地域の外国青年約140人と共に船内で共同生活をしながら各国を訪問)	ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラデシュ、ASEAN10の国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイを含む。)の青年約200人と共に船内で共同生活をしながら各国を訪問)
実施時期(期間)	平成18年8月～9月 20日間程度	平成18年9月 15日間程度	平成19年1月～3月 45日間程度	平成18年10月～12月 50日間程度	
募集人員	各12人	一般員:中国 25人 韓国 25人 海外員:各2人	約120人	約40人	
国籍	日本国籍を有すること				
年齢	18歳～30歳 (昭和50年4月2日～昭和63年4月1日生まれ)	一般員:18歳～30歳 (昭和50年4月2日～昭和63年4月1日生まれ) 海外員:おむね25歳～35歳	18歳～30歳 (昭和50年4月2日～昭和63年4月1日生まれ)	18歳～30歳 (昭和50年4月2日～昭和63年4月1日生まれ)	
要件	帰国後もその経験をいかに国際交流活動、青少年活動等を活用に行える者				
語学力	一般的に教養があり、交流活動や円滑に行える英語力を有すること。				
その他	国の行う同様の事業に参加したことのある者は応募できません(ただし、海外員への応募はこの限りではない)。				
研修	7月上旬の約6日間				
出発前	出発直前の約2日間				
帰国後	帰国直後の約2日間				
個人負担額	約8万円				
研修費	約20万円				
応募窓口	各都道府県の青少年対策主管課(室) (参加申込書、作文等を提出していただきます。)				
募集期間	おむね2月～3月中の予定(締切期日の早い都道府県もありますので、お早めに御確認ください。)				